

## 牧之原市環境美化条例（案）について

### 1 条例制定の経緯

ごみの不法投棄やポイ捨て、ペットのふんの放置のような迷惑行為に対する環境室への苦情は、毎年 200 件程度あります。これらの迷惑行為を減らし、美しく住みよいまちづくりを目的に、牧之原市環境美化条例の検討を開始しています。

この条例は、今回のパブリックコメントと議会審議を経て、平成 23 年 4 月の施行を目指して協議中です。

### 2 検討経過

平成 21 年 10 月から検討を開始し、これまで牧之原市環境審議会による 6 回の審議と、牧之原環境市民会議への 3 回の意見聞き取り、庁内各部室への意見募集を経ていきます。

### 3 条例の概要

#### 各主体の責務

市民、事業者、所有者、市について、それぞれ責務（役割）を定めています。

市民：地域の環境美化意識の醸成、公共の場所の環境美化、ペットの適正飼育、ごみ集積所の清潔保持（分別と時刻の厳守）、ごみはごみ箱に入れるか持ち帰る。

事業者：土地や建物の清潔保持、従業員への環境美化啓発、自動販売機への回収容器設置。

所有者：所有する土地や建物の清潔保持。

市：環境美化の広報活動、環境パトロール、公共の場所の環境美化。

#### 環境美化啓発

環境美化意識の啓発として、地域で連携して環境美化に取り組む「環境美化の日（毎年 5 月 30 日）」、地域の環境美化に貢献した市民や団体、企業を表彰する「顕彰」制度の 2 件を設置します。

#### 禁止行為

飼い犬のふんの放置、あき地の草の繁茂、不法投棄、ごみのポイ捨て、落書き、廃棄物の焼却行為の 6 件については、原則禁止とします。

#### 罰則

禁止行為の違反者には、手続を行った上で 3 万円以下の過料が発生する場合があります。

### 4 意見募集（パブリックコメント）

#### 意見募集期間

平成 22 年 11 月 8 日（月）まで。

#### 意見募集資料の公表方法

- ・ホームページ、広報まきのはら 10 月号による募集。
- ・10 月自治会行政連絡会（10 月 6 日）での区長・役員への説明と募集。

#### 意見の提出方法

環境室への電話、FAX、メール、郵送、手渡し。

#### 意見結果の公表

11 月下旬に公表予定。